平成23年3月22日 要綱第12号

(目的)

第1条 この要綱は、越生町建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断結果により、耐震改修工事を実施した者に対し予算の範囲内において補助金を交付することにより、防災意識の向上と安全な住宅の整備を促進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
  - (1) 耐震診断 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項により登録を受けている建築士事務所又は建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者に所属している建築士法第2条第1項に規定する建築士が財団法人日本建築防災協会作成の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、同法第3条から第3条の3までの規定により設計又は工事監理ができることとされた木造建築物について、地震に対する安全性の評価を行うことをいう。
  - (2) 耐震評点 耐震診断に基づき評価された点数をいう。
  - (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満の建築物を耐震 評点が1.0以上となるようにする補強工事をいう。

(補助対象建築物)

- 第3条 補助金の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次に 掲げるすべての要件に該当するものとする。
  - (1) 越生町内に所在する地上2階建以下の在来軸組工法による木造建築物
  - (2) 昭和56年5月31日以前に建築された建築物
  - (3) 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と診断された建築物
  - (4) 一戸建の専用住宅又は店舗併用住宅(2分の1以上が居住の用に供されるものに限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物については、 補助対象建築物から除外するものとする。
  - (1) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた建築物
  - (2) 前号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと町長が 判断した者が所有又は居住若しくは使用する建築物

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象建築物に自ら居住して

いる者で、当該補助対象建築物を所有しているもの又はその者の2親等以内の親族であるもの(以下「補助対象者」という。)とする。ただし、補助対象建築物のすべての所有者及び補助金の交付を受ける者に町税の滞納がない場合に限る。(耐震改修工事)

- 第5条 補助対象となる耐震改修工事は、次に掲げるものとし、その総額が30万 円以上となるものとする。
  - (1) 上部補強工事
  - (2) 基礎補強工事
  - (3) 耐震改修工事に際して必要となる既存仕上げ等の撤去及び再仕上げ等に要する工事
  - (4) 耐震改修設計及び工事監理
- 2 前項に規定する耐震改修工事は、町内に事務所等有する法人又は住所を有する 個人事業主が施工するものとする。

(補助金交付額等)

- 第6条 耐震改修工事に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 耐震改修工事に要した費用の2分の1以内の額(千円未満の端数は、切り捨てる。)。ただし、20万円を限度とする。
  - (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定 する所得税額の特別控除の額
- 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第 1号の額を交付するものとする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、 耐震改修工事施行前に越生町既存建築物耐震改修工事補助金交付申請書(様式第 1号)に次に掲げる書類(写し可)を添えて、町長に提出しなければならない。
  - (1) 案内図及び平面図
  - (2) 現場写真
  - (3) 家屋所有証明書又はこれに類する書類
  - (4) 耐震診断の結果報告書
  - (5) 工事の見積書(耐震補強に係る部分)又はこれに類する書類
  - (6) 設計図書(補強内容及び補強位置が確認できるもの)
  - (7) 工事を実施する建設業者の建設業許可証
  - (8) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、申請に係る建築物が越生町既存建築物耐震診断補助 金交付要綱(平成23年要綱第11号)の規定による補助金の交付を受けている 場合においては、当該補助金の交付確定通知書の写しを添付することにより、前

項第1号から第4号までの書類の添付を省略することができる。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査 し、越生町既存建築物耐震改修工事補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2 号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

- 第9条 申請者は、交付決定を受けた耐震改修工事の内容を変更しようとするときは、越生町既存建築物耐震改修工事補助金変更承認申請書(様式第3号)に、その内容を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、越生町既存建築物耐震改修工事補助金変更承認通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第10条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、越生町既存建築物耐震改修工事補助金交付申請取下届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、第8条の交付決定又は第9条の変更承認を受けていると きは、当該決定又は承認がなかったものとし、それまでに要した費用は申請者の 負担とするものとする。

(実績報告)

- 第11条 交付決定又は変更承認を受けた申請者(以下「補助決定者」という。) は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに越生町既存建築物耐震改修工事実 績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければなら ない。
  - (1) 工事の費用の領収書の写し
  - (2) 工事の内容がわかる工事状況写真等
  - (3) 完成図書(補強内容及び補強位置が確認できるもの)
  - (4) 耐震改修工事後の耐震診断結果報告書
  - (5) 工事完了証明書・業務完了証明書(別紙)

(補助金の確定)

第12条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、速やかに その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、越生町既存建築物耐震改修工 事補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助金決定者に通知するものと する。

(補助金の請求)

第13条 補助金決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、越生町既存建

- 築物耐震改修工事補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出するものとする。 (交付決定の取消し及び補助金の返還)
- 第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、越生町既存建築物耐震改修 工事補助金取消通知書兼補助金返還請求書(様式第9号)により、期限を定めて、 当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 交付条件に違反したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(実地調査)

第15条 町長は、必要と認めるときは、耐震改修工事の内容等について調査し、 補助対象者等から必要な報告を受けることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。